契約条項 GC-281(3)_210416

第 1 条（目 的）

本契約条項は、乙が乙所有の機械および関連商品（以下「機械」といいます）を短期間の使用を目的として甲に賃貸し、甲がレンタルサービス料金を乙に支払うことを目的とします。

第 2 条（契約対象機械および設置場所）

本契約の対象となる機械および設置場所は注文書に記載のとおりとします。

第 3 条（契約期間）

本契約期間は注文書に記載のとおりとします。

第 4 条（レンタルサービス料金）

1. 機械のレンタルサービス料金は注文書に記載のとおりとします。
2. コピー料金は、注文書に記載の各モード料金の合計額とします。
3. コピー枚数は、注文書に記載のメーターを使用して算出します。
4. 1 ヵ月のコピー料金が最低コピー料金に満たない場合、最低コピー料金を支払うものとします。
5. テストコピー（乙の技術員が機械の保守にあたって機械の点検と調整に使用したコピーをいう）は、その数を総コピー枚数から減数します。
6. 不良コピーが発生した場合、甲において当該不良コピーを保管し、乙の技術員が甲を訪問した際これを示すものとし、技術員が当該コピーの発生が乙の責に帰するものと認めたものに限りその数を総コピー枚数から減数します。
7. 料金の請求にあたり、円未満の端数は切り捨てます。
8. 契約開始時または終了時において、機械の使用期間が 1 ヵ月に満たない場合、次のとおりとします。
   (1) 機械維持料金は、契約開始日（または最終締切日の翌日）から初回締切日（または終了日）までの日数に応じて日割計算します。
   (2) コピー料金は、最低コピー料金の規定にかかわらず使用コピー数に相当する額とします。

第 5 条（料金計算の締切日等）

レンタルサービス料金の開始日,開始メーターカウントおよび締切日は 注文書に記載のとおりとします。

第 6 条（メーター連絡票の送付）

甲は、毎締切日のメーターカウントを記入した機械のメーター連絡票を乙に送付するものとし、乙は、前記メーター連絡票による使用コピー枚数にもとづいて注文書にしたがいレンタルサービス料金を計算します。

第 7 条（料金の支払）

1. 乙はレンタルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務に、消費税および地方消費税（以下消費税等という）を加算して甲に請求します。消費税等は、乙が発行する請求書に記載するレンタルサービス料金その他甲の金銭債務の合計金額にもとづき計算（円未満は切捨）するものとします。
2. 甲はレンタルサービス料金および本契約にもとづくその他すべての甲の金銭債務ならびにこれらの消費税等について、乙の請求後 15 日以内に当該請求金額を乙に現金で支払うものとします。
3. レンタルサービス料金のうち機械の機械維持料金の支払方法は注文書に記載のとおりとします。

第 8 条（保守サービス）

1. 乙は、機械を良好なる運転状態に保つように技術員を設置場所に派遣して点検と調整を行います。
2. 機械が故障した場合、乙は甲の申出にもとづき乙の技術員を派遣して修理します。
3. 作業の実施はすべて乙所定の営業時間内に限られるものとします。やむを得ざる事情により、営業時間外に作業を実施した場合、乙は甲に対して、乙所定の料金を請求することができるものとします。
4. 乙は、「保守サービス」の全部または一部を第三者に委託できるとともに、当該第三者の行為について自己の行為と同じ責任を負うものとします。

第 9 条（消耗品等の供給）

乙は、本契約締結と同時に適当数量の消耗品等を甲に供給し、その後は乙の指定する者の巡回または甲の申出によって適宜供給します。

第 10 条（機械および消耗品等の所有権）

1. 機械および消耗品等の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法にしたがって使用します。
2. 甲は次の行為を行わないものとします。
   (1) 機械および消耗品等を毀損したり、機械の原状を変更するような行為
   (2) 機械および消耗品等を、第三者に売却,譲渡,貸与,流用する行為およびこれらに質権その他担保権の設定をする行為
   (3) その他機械および消耗品等に関して、乙に損害をおよぼすおそれのある行為
3. 甲は、乙の所有権を侵害する第三者の行為に対しては、差押,仮差押,仮処分,公租公課の滞納処分その他いかなる事由であっても、機械および消耗品等が自己の所有物でなく、乙の所有に属することを主張,証明するとともに、これらの事態が発生した場合、ただちにその旨を乙に通知し、乙の指示に従います。

第 11 条（搬入･設置調整および搬出）

機械の搬入･設置調整および搬出は乙または乙の指定する者が実施します。

第 12 条（損害賠償）

乙は、甲が本契約に違反するなど故意または過失によって、機械および消耗品等に損害を与えた場合、その賠償を甲に請求することができます。

第 13 条（期限の利益の喪失）

甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲の債務の期限の利益は自動的に失われるものとし、この場合、甲は乙にその時現在負担する債務を即時履行します。

(1) 本契約条項の１つにでも違反する事由が生じたとき

(2) 差押, 仮差押, 仮処分, 競売, 破産, 民事再生, 特別清算, 会社更生, 特定調停その他これらに類する手続の申立または公租公課の滞納

(3) 手形または小切手の不渡り、その他信用を著しく失墜する事由が生じたとき

第 14 条（解 除）

甲が前条各号のいずれかに該当した場合、乙は何ら催告を要せず、ただちに本契約を解除できるものとします。

第 15 条（機械および消耗品等の返還）

本契約が終了した場合、甲は乙に対してただちに当該機械および消耗品等を返還するものとします。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまたは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証します。
2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力するものとします。
3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告します。
4. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しないものとします。
5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用するものとします。

第 17 条（契約終了時の支払）

本契約が終了した場合、甲は乙に対して残債務の全額を即時支払うものとします。

以 上